

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

II 政府の労働政策

7 第九一回国会における労働関係法案

第九一回国会には、労働関係法案として、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、労働安全衛生法の一部を改正する法律案および労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案が政府から提出され、前二者は可決成立したが、最後の法案は衆議院解散により審議未了となった。この法案は労災保険の相当大幅な改定をめざしたものであるが、その内容は別に述べたとおりである。このほか、財政再建政策とからみ、公務員の定年制を定める、国家公務員法および地方公務員法の改正法案、国家公務員などの退職手当を減額する公務員などの退職手当法改正案が政府より提出されたが、成立しなかった。

中小企業退職金共済法の一部改正

中小企業退職金共済法は、五年ごとに見直しをおこなうことになっているが、最近の実情にかんがみ、七九年六月、中小企業退職金共済審議会(平田富太郎会長)から建議があり、労働省は、その趣旨に沿って改正法案要綱を作成し、同審議会の答申を得た上、八〇年二月一二日、同法を一部改正する法律案を国会に提出した。同法案は、四月二五日、成立し、五月一〇日公布された。主要な部分に一二月一日より実施される。

改正の内容は以下のとおりである。

【改正内容】

一 一般の退職金共済制度関係

1 退職金給付の改善

- (1)掛金月額範囲の引上げ(八〇〇円～一万円→一二〇〇円～一万六〇〇〇円)
(2)国庫補助の増額(補助対応掛金 月額八〇〇円→一二〇〇円)

(趣旨)前回の改正後の賃金及び退職金の上昇等を考慮して、掛金月額範囲を引き上げ、退職金が適正なものとなるようにする。また、補助対応掛金月額を引き上げ、できる限り多くの退職金が支給されるようにする。

2 中小企業者の範囲の拡大

一般の退職金共済制度の対象となる中小企業者の範囲を、現行の従業員規模によるものに資本金規模を加味し、中小企業基本法の場合にあわせる。

一般産業—従業員数三〇〇人以下→従業員数三〇〇人以下又は資本等の額一億円以下

卸売業—従業員数一〇〇人以下→従業員数一〇〇人以下又は資本等の額三〇〇〇万円以下

小売業・サービス業—従業員数五〇人以下→又は資本等の額一〇〇〇万円以下

(趣旨)中小企業施策としての整合性を高めるよう本制度の適用される企業の範囲を拡大し、中小企業の従業員の退職金の確保に資する。

3 加入前勤務期間の通算制の導入

新規加入中小企業者が、加入前から雇用している従業員について、その申請により

加入前の勤務期間を通算することができる制度を設ける(既に参加している者についても、これに準じ加入前の勤務期間を通算することができる制度を設ける)。

(趣旨)現行制度では、本制度加入後の期間のみを対象として退職金が支給されることとなっているが、実際の勤務期間に応じた退職金を確保することができるようにするため、加入前の勤務期間についても事業主が一定の掛金を納付した場合には、その期間を通算して退職金を支給するようにする。

4 掛金月額を増額した場合の掛捨て・掛損の解消

現行制度では、掛金月額を増額後二年未満で退職した場合、増額部分の退職金給付は、不支給(掛捨て)又は、掛金総額を下回る給付(掛損)となっているが、この掛捨て・掛損を解消する。これに伴い増額後二年以上で退職した場合の退職金給付について調整を行う。

(趣旨)掛金月額を増額した場合に相応の給付が行われるようにし、また、これによって掛金の増額が容易になるようにするため、掛金月額を増額変更の場合の掛捨て・掛損を解消する。

二 特定業種退職金共済制度関係

掛金日額の範囲の引上げ、一般の退職金共済制度と同様の国庫補助の増額等による給付の改善等所要の改正を行う。(『労働時報』八〇年三月号)

安全衛生法の一部改正

近年における労働災害の動向をみると、建設業において災害発生件数が多く、製造業を上回るにいたったほか、重大なものが少なくない。全産業の死亡者の半ばを占める。また、大清水トンネル事故(七九年三月)にみられたように重篤なものも少なくない。このようなところから七八年九月、中央労働基準審議会から、「建設業をめぐる安全衛生上の諸問題とその対策の方向について」建議があり、それをうけて労働省は、「建設業における総合的労働災害防止対策」をまとめ、同審議会に検討を依頼した。このうち、当面緊急に立法化を必要とする部分について審議会の意見がまとまった。そこで、労働省当局は、労働安全衛生法一部改正案要綱を作成し、同審議会の了承を得た。これにもとづく同法案は、八〇年二月二九日国会に提出され、五月九日成立し、六月二日公布された。

同法案の内容を要綱によってみれば大要以下のとおりである。

【改正法の内容】

一 建設工事の計画の安全性に関する事前審査制度の充実強化

1 労働大臣への計画の届出

建設工事の計画の届出は、現在、工事開始の日の一四日前までに労働基準監督署長に対して行われることとなっているが、長大トンネル、長大橋架の建設等特に危険性が高く、大規模な建設工事については、工事開始の日の三〇日前までに労働大臣に対して計画の届出をさせることとし、必要に応じ、労働大臣が工事開始の差止め命令、計画の変更命令、災害防止上必要な事項の勧告等を行うことができることとする。

2 計画作成時における安全衛生に関する有資格者の参画

計画の届出が必要な建設工事のうち一定のものについては、事業者が計画を作成す

る際に、工事の施工に係る安全衛生に関する有資格者を参画させ、適正な計画を作成させることとする。

二 重大事故発生時における安全を確保するための措置

トンネル工事等特に危険な工事を行う事業者(下請混在作業場においては、元方事業者)は、爆発、火災等の重大事故の発生に備えて、あらかじめ、救護に関し必要な機械器具の設置、安全衛生教育の実施等の措置を講ずるとともに、有資格者にこれらの技術的事項を管理させることとする。

三 下請混在作業現場における安全衛生対策の充実強化

1 特定元方事業者の講ずべき措置の強化

現在、建設業の元方事業者は、混在作業に伴う労働災害を防止するため、協議組織の設置、作業場所の巡視等を行うべきこととされているが、これらに加えて、仕事の工程及び作業場所における機械設備等の配置に関する計画を作成すべきこととする。

2 元方安全衛生管理者の新設

建設業の元方事業者であって統括安全衛生責任者(注・混在作業に伴う労働災害を防止するため必要な措置について統括管理すべき現場の責任者)を選任すべきものは、一定の資格を有する元方安全衛生管理者を選任し、その者に、統括安全衛生責任者の職務を補佐し、技術的事項を管理させることとする。(以上、『労働時報』八〇年四月号)。

なお、法律改正にともない、労働安全衛生規則の改正もおこなわれ、事業者がトンネル等の建設作業をおこなう際、爆発または火災による労働災害を防止する措置を講じるように、関連規定が設けられた。

【参考資料】(1)『労働時報』、(2)『労働基準』、(3)『婦人と年少者』、(4)『職業安定広報』、(5)『週刊労働ニュース』、(6)「衆議院社会労働委員会会議録」、(7)「労基研報告評注」(『月刊労働問題』増刊号、日本評論社)、(8)『季刊労働法』一一四号、(9)『労働広報』

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
